宮城県	亘理郡	山元町
	加美郡	加美町
秋田県	にかほ市	
	南秋田郡	井川町
福島県	石川郡	石川町
	双葉郡	浪江町
茨城県	北相馬郡	利根町
栃木県	塩谷郡	塩谷町
埼玉県	秩父郡	小鹿野町
千葉県	香取郡	東庄町
神奈川県	足柄下郡	真鶴町
富山県	氷見市	
	南砺市	
石川県	羽咋郡	宝達志水町
福井県	大野市	
静岡県		
京都府	下田市	
	京丹後市	
	相楽郡	南山城村
兵庫県	宍粟市	
	神崎郡	神河町
奈良県	五條市	
	御所市	
	宇陀市	
	磯城郡	三宅町
	高市郡	明日香村
	西宇和郡	伊方町
愛媛県	八女市	
福岡県		

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○財務省告示第百一号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

輸出統計品目表				
［略］				
統計番号	品名	単位		
		Ⅰ	Ⅱ	
［略］				
61.01 〜 61.16 61.17	［略］ その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） ［略］ ―その他の附属品 ［略］		KG	
6117.10				
6117.80	000			
6117.90				
［略］				

改正前

輸出統計品目表				
［同左］				
統計番号	品名	単位		
		Ⅰ	Ⅱ	
［同左］				
61.01 〜 61.16 61.17	［同左］ その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） ［同左］ ―その他の附属品 ［同左］		KG	
6117.10				
6117.80	000	NO		
6117.90				
［同左］				